

**春日部市民文化会館ネーミングライツ**  
**(施設特定募集型)**  
**募集要項**

**〔令和6年4月〕**

**春日部市**

# 目 次

1	対象施設	1
2	ネーミングライツの内容	1
3	愛称の条件	2
4	命名権料	2
5	愛称の使用期間	2
6	ネーミングライツの申込方法	3
7	申込内容	4
8	審査方法	4
9	審査結果	4
10	命名権料の納入方法	4
11	費用負担	5
12	質問事項の受付及び回答方法	5
13	現地確認	5
14	その他	6
15	スケジュール	7
16	問合せ先	7

## 春日部市民文化会館ネーミングライツ（施設特定募集型）募集要項

春日部市では、民間事業者等に本市の施設の愛称を命名する権利を付与する「ネーミングライツ（施設特定募集型）」を行います。

「施設特定募集型」とは、市が積極的にネーミングライツを導入する施設について、施設愛称の命名権料の最低金額等を公表し、ネーミングライツパートナーとなる民間事業者等を募集するものです。

### 1 対象施設

施設	所在地	命名権料の最低金額 (年額・税込)	契約期間
市民文化会館	春日部市粕壁東二丁目8番61号	150万円	3年以上 5年以下 (終了日は 3月末日)

※詳細は、別紙「市民文化会館ネーミングライツ（施設特定募集型）施設内容」をご覧ください。

### 2 ネーミングライツの内容

- (1) 契約により命名権を取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該命名権の対象とする施設について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。
- (2) ネーミングライツパートナーは、命名権の対価として、市に命名権料を支払うものとします。
- (3) 市は、原則として、命名権料を当該命名権料に係る施設の維持管理や運営に充てるものとします。
- (4) 市は、愛称を市公式ホームページや広報などの媒体において積極的に使用し、その周知に努めるものとします。ただし、条例等で定める施設の名称は変更しません。

### 3 愛称の条件

愛称には企業名、商品名等を冠することができます。ただし、次のすべての条件を満たすものとします。

- (1) 公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民の理解が得られるものとする
- (2) 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なものとする
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと

ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を市に書面により協議し、市から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- (4) 春日部市広告掲載要綱（令和5年要綱第269号）第3条に該当しないもの
  - ①法令に違反するもの
  - ②公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - ③市の公共性及びその品位を損なうもの
  - ④政治活動及び宗教活動に係わるもの
  - ⑤個人、団体等の意見広告を内容とするもの
  - ⑥市内及び周辺地域の商工業の発展を阻害するもの
  - ⑦美観又は風致を害するもの
  - ⑧その他掲載することが適当でないと市長が認めたもの

### 4 命名権料

消費税及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

### 5 愛称の使用期間

3年以上5年以下の期間、終了日は3月末日として提案してください。

※契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。

なお、優先交渉に当たっては、改めて応募書類を提出していただき、審査委員会において審査のうえ再選定します。（1回に限る。）

## 6 ネーミングライツの申込方法

### (1) 申込期間

令和6年5月31日（金）まで

### (2) 提出書類

- ・「春日部市ネーミングライツ申込書」（様式1）
- ・「（4）応募資格」の「ただし書き」に該当しない旨の誓約書（様式2）
- ・会社概要及び直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）
- ・国税、都道府県税、市町村税に関する納税証明書（直近1年分。発行日から1か月以内のものに限る。）
- ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

### (3) 申込方法

持参または郵送により提出

提出先

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1

春日部市総合政策部 行政デジタル改革課

※持参による受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送する場合は、申込期間内に到着するようにしてください。

### (4) 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体\*とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

※必ずしも法人格は必要ではありません。

- ①法令及び条例、規則に違反している者
- ②市税等を滞納している者
- ③市から競争入札参加資格停止の措置等を受けている者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続きをしている者
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に規定する風俗営業を営む者

- ⑦政治性又は宗教性のある事業を行う者
- ⑧公序良俗に反する事業を行う者
- ⑨ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者

## 7 申込内容

- (1) 申込書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 申込みを途中で辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出してください。
- (4) 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

## 8 審査方法

市職員で組織する「春日部市ネーミングライツ審査委員会」において、応募内容を総合的に審査し、提案に対する採用の可否について審議します。なお、審査基準は次のとおりです。

- (1) 審査基準
  - ①応募者の適性（応募資格、命名権料の支払い能力など）
  - ②愛称案（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなど）
  - ③期 間（応募期間の長さ）
  - ④命名権料（応募金額の妥当性、応募金額の多寡）
  - ⑤地域貢献（市への寄附、協賛、事業協力など）
- (2) 選定した優先交渉権者と個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。
- (3) 契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

## 9 審査結果

「春日部市ネーミングライツ審査結果通知書」により通知します。

## 10 命名権料の納入方法

命名権料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに年度ごと

に当該年度分を一括で納入するものとします。

当該年度分の期間が1年間に満たない場合の命名権料は、日割りで算出するものとします。

## 11 費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツパートナー
応募及び契約締結に係る費用		○
看板表示等の設置及び変更に要する費用		○
看板表示等の維持修繕に要する費用		○
契約期間終了又は契約の解除による看板表示等の原状回復費用		○
市ホームページへの掲載及び広報等の発行費用	○	

※看板表示等の設置については、設置の可否、設置範囲、施工時期及びデザイン等について、市の関係機関との協議が必要になります。なお、屋外への看板表示等の設置については、春日部市屋外広告物条例や春日部市景観条例等の関係法令を遵守していただきます。

※看板表示等は、契約期間開始以降に変更し、契約期間が終了するまでに原状回復するものとします。

※パンフレットなどの市の印刷物は、既存の残部数や切り替え時期などを考慮し、協議のうえ決定するものとします。

## 12 質問事項の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問事項を記載した文書（任意様式）を郵送、FAXまたはEメールで受付けます。事前相談は必須としません。

- (1) 提出先 「16 問合せ先」と同じ。
- (2) 回答方法 問合せより2週間以内に回答します。

## 13 現地確認

現地確認を行いたい場合は、「16 問合せ先」に連絡し、日程の調整をしてください。（他の利用者の妨げにならない範囲でのご案内となります。）

## 14 その他

### (1) 契約の解除

ネーミングライツパートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。

その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又はネーミングライツパートナーの負担とします。

### (2) 留意事項

- ①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ②利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。また、必要に応じて、条例上の名称を併記する場合があります。
- ③市や指定管理者からネーミングライツパートナーが設置した看板表示の不具合等について連絡があった場合は、市や指定管理者と連携を図り、速やかに修繕等の対応を行ってください。

### (3) 愛称使用の制限等

ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業者等が、ネーミングライツを導入している施設を利用する際、当該民間事業者等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認める場合があります。

### (4) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示に係る手続き等について、市は必要な協力を努めるものとします。なお、これに伴い発生する費用等についてはネーミングライツパートナーの負担とします。



## 15 スケジュール

応募から愛称使用開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

日 程	内 容
令和6年5月31日まで	申込書の提出
令和6年6月	春日部市ネーミングライツ審査委員会による審査 審査結果通知（優先交渉権者の選定） 契約の締結
令和6年9月	市ホームページ、広報等掲載（愛称の周知）
令和6年10月	命名権料の納入、愛称の使用開始、看板表示等の変更

## 16 問合せ先

【担当部署名】 総合政策部 行政デジタル改革課

【住 所】 春日部市中央七丁目2番地1

【電 話】 048-736-1116（直通）

【FAX】 048-734-3846

【メール】 gyosei@city.kasukabe.lg.jp